

季節労働者の方は

無料です!

技能講習

申込受付中!

開催日程 (令和6年)

種目	実施日	1月	2月	3月
小型移動式クレーン運転技能講習		15日(月)~17日(水)	8日(木)~10日(土)	5日(火)~7日(木)
玉掛技能講習		8日(月)・9日(火)・11日(木)	1日(木)~3日(土)	1日(金)・2日(土)・4日(月)
車両系建設機械(整地等)運転技能講習		12日(金)~13日(土)14Hコース 26日(金)~27日(土)14Hコース	12日(月)~16日(金)38Hコース 23日(金)~24日(土)14Hコース	
フォークリフト運転技能講習		5日(金)~6日(土)11Hコース 22日(月)~25日(木)31Hコース	5日(月)~6日(火)11Hコース 26日(月)~29日(木)31Hコース	
高所作業車運転技能講習		29日(月)~30日(火)		
車両系建設機械(解体用)運転技能講習		31日(水)5Hコース		
不整地運搬車運転技能講習			21日(水)~22日(木)	
はい作業主任者技能講習		受講受付中	受講受付中	受講受付中
2級土木施工管理技士試験準備講習 (全7日間)		【1月】14日(日)・28日(日) 【2月】11日(日)・23日(金)・25日(日) 【3月】10日(日)・20日(水) 10:00~17:00		

会場: (株)技術能力開発センター北見教習所 (北見市小泉416番地18)

受講の流れ

- ① 協議会に申込書を取りに来て、説明を受ける。
- ② 必要書類を協議会に提出する。
※必要書類 ~ 申込書2種類、雇用保険被保険者証か離職票の写し、顔写真(縦3.5cm×横2.5cm)、
必要に応じて免許証・修了証の写し
- ③ 協議会から送付される「技能講習受講承認通知書」を受け取る。
- ④ 受講日に会場に行き、講習を受ける。

❄️ 受講料(テキスト代含む)は協議会が全額助成します。助成対象は**季節労働者の方のみ**です。

❄️ 定員がありますので、お早めに申込下さい。

❄️ 講習を受けた方は2月1日に開催予定の通年雇用促進支援セミナーに参加頂きます。

申込方法等、詳しくは下記に問合せ下さい。

美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会

Tel:0152-77-6188

Fax:0152-72-4869 Mail:bitu-tunenkoyo@polka.ocn.ne.jp

〒092-8650

美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場経済部商工観光課内



※受講資格別の時間割・受講料は裏面を参照して下さい。

技能講習受講資格別時間割及び受講料

科 目	受講時間	講習期間	受 講 資 格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
玉掛け	A 15H	3日間	①クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了者。 ③床上操作式クレーン運転技能講習修了者。	26,070	1,650	27,720
	B 15H	3日間	①つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。	26,070	1,650	27,720
	16H	3日間	①つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ③制限荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛作業の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。	28,160	1,650	29,810
	19H	3日間	①未経験者。	34,320	1,650	35,970
小型移動式クレーン	16H	3日間	①クレーン運転士免許を有する者。 ②デリック運転士免許を有する者。 ③揚貨装置運転士免許を有する者。 ④床上操作式クレーン運転技能講習の修了者。 ⑤玉掛技能講習の修了者。	42,350	1,705	44,055
	17H	3日間	①建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種若しくは第6種に合格した者。 ②車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習の修了者。	43,780	1,705	45,485
	20H	3日間	未経験者。	48,180	1,705	49,885
車両系建設機械(整地等)	14H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者。 ③不整地運搬車運転技能講習の修了者。	40,260	1,080	41,340
	38H	5日間	運転免許がなく、小型車両系(整地等)の経験が全くない者。	93,940	1,080	95,020
車両系建設機械(解体用)	5H	1日間	①車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者。	19,360	1,080	20,440
高所作業車	12H	2日間	①移動式クレーン運転士免許を有する者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習の修了者。	40,920	1,130	42,050
	14H	2日間	①建設機械施工技術検定に合格した者。 ②大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者。 ③フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者。	41,910	1,130	43,040
フォークリフト	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある者。	19,910	1,030	20,940
	31H	4日間	①大型自動車・中型自動車・普通自動車運転免許のどれかを有する者。 ②大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者。	49,060	1,030	50,090
不整地運搬車	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許のいずれかを持ち、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)もしくは不整地運搬車の運転の特別教育を修了後、3ヶ月以上経験のある者。(免許証及び事業主の証明が必要) ③車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)運転技能講習を修了した者。	34,320	1,570	35,890
はい作業主任者	12H	2日間	①はい付け又は、はい崩しの作業に3年以上従事した経験を有する者。	14,520	1,595	16,115